

すべての親が安心して子どもを生み、育てることができ、次代の社会を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長することは、市民共通の願いである。

しかし、近年、子どもを生み、育てることに関する意識の多様化並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化から、急速な少子化が進み、経済活動の衰退、地域の活力の低下、子どもの社会性の減退などが懸念されている。

このような事態に直面して、家庭及び子育てに夢を持ち、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもが心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることができる地域社会を実現することが求められている。

ここに、太田市まちづくり基本条例(平成17年太田市条例第318号)の理念にのっとり、子育て支援についての基本理念を明らかにし、子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、市、事業者、子育て支援機関等及び市民が協働し、子育て支援に関する施策を総合的に推進し、もって市民生活の向上と地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て支援 子どもの人権が尊重されるための措置、子ども及び子どもを生み、育てる家庭に対する支援、市民の職業生活と子どもを生み、育てるための家庭生活との両立が図られるようにするための取組並びに子どもが健やかに生まれ育つことができるようにするための取組をいう。
- (2) 子育て支援機関等 子育て支援に関する活動を行う児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 子どもの国籍、性別、障がいの有無等を問わず、その人権を尊重するとともに、子どもが権利の主体として、自他を敬い、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、自主自立の精神を養い、並びに学習及び体験を通じて人格を形成すること。
- (2) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重すること。
- (3) 父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するとの認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮すること。
- (4) 次代の社会を担う子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもが心身ともに健やかに育つことができるように、市、事業者、子育て支援機関等及び市民が相互に連携し、及び協働すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、事業者、子育て支援機関等及び市民の自主的かつ積極的な子育て支援を推進するため、情報の提供、啓発活動その他必要な支援及び広い見地からの調整を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、子育て支援についての理解を深め、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活と豊かな家庭生活を両立させることができる環境整備を行うとともに、市が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(子育て支援機関等の責務)

第6条 子育て支援機関等は、基本理念にのっとり、子育て支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、子育て支援に関する活動を積極的に行うとともに、市が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、家庭及び子育てに夢を持ち、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、市が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、国、県、事業者、子育て支援機関等及び市民と連携し、及び協働して、子育て支援に関する施策の総合的な推進を図るための体制を整備するものとする。

(生命の尊厳等についての教育の充実)

第9条 市は、生命の尊厳、子どもの人権尊重の重要性及び子育ての意義について、子どもの関心と理解を深めるよう必要な教育の充実に取り組むものとする。

(子どもの安全な生活等の確保のための支援)

第10条 市は、子ども自身が安全な生活及び心身の健康を確保していくため必要な教育を充実するとともに、子ども、父母その他の保護者等に対し学習の機会の提供その他必要な支援を行うものとする。

(子育て家庭に対する支援)

第11条 市は、子どもを生み、育てる家庭に対して、子育ての負担の軽減を図るため、子育てに必要な経費の助成、知識の普及、情報の提供、専門的な相談の実施その他必要な支援を行うものとする。

(職業生活と家庭生活の両立のための措置)

第12条 市は、市民の職業生活と子どもを生み、育てるための家庭生活との両立が図られるようにするため、子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の普及、保育等に係る体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(意見の反映)

第13条 市は、子育て支援に関する施策に、事業者、子育て支援機関等及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。